



スポーツ祭典（10月）



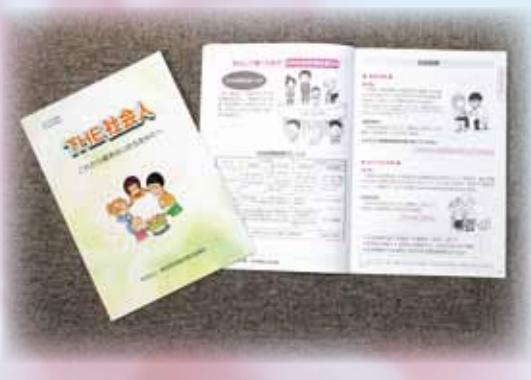
街頭カンパ活動（12月）



研修会（11月）



美術展（12月）



ハンドブック発行（11月）



囲碁・将棋大会（2月）

第278号 もくじ

第23回囲碁・将棋大会結果	2
西部労福協第43回定期総会	2
高校生のための消費者・社会人前教育研修	3
県生協・労金からのお知らせ	4
医療生協・全労済からのお知らせ	5
2012年度制度政策要請と回答	6～7
最低賃金	7
みなくる・鳥取県からのお知らせ	8

労福協年間行事

一年を通してさまざまな活動を行っています。また、県内だけでなく、中央・西部ブロックとの会議・事業を展開しています。

鳥取県労福協 第23回囲碁・将棋大会を開催しました！

◇開催日時 2013年2月3日(日)10:00～ ◇開催場所 まなびタウンとうはく



《囲碁の部》

優 勝 情報労連鳥取県協議会A(全県)
 準優勝 県庁A[県職労組東部支部](東部)
 第3位 情報労連鳥取県協議会B(全県)
 第3位 県庁B[県職労組東部支部](東部)



《将棋の部》

優 勝 米子市役所職員労組A
 準優勝 J A M神鋼機器工業労組
 第3位 大山町職員労組A
 第3位 高教組東部支部
 敗者戦 J A M大鳥機工労組(東部)



会場風景



今年度(第23回)より、県大会一本化となりましたが、囲碁・将棋合わせて48名の参加があり、緊迫した中にも賑やかさがありました。また、審判団、各支部の役員さんにも大変お世話になりました。

西部労福協第43回定期総会を 「米子全日空ホテル」に於いて開催しました！

とき 2013年2月21日(木) 14時より

ところ 米子市「米子全日空ホテル2階飛鳥の間」

出席者 87名(鳥取県出席者28名)

議長に佐貫馨副理事長が選任され、主催者を代表して西部労福協間嶋祐一会長より挨拶がありました。引き続いて、中央労福協大塚敏夫事務局長、鳥取県西部総合事務所 林昭男所長、米子市 角博明副市長、連合鳥取 五十嵐美知義会長の来賓あいさつがあり、そして前田厚彦鳥取県労福協理事長の地元歓迎挨拶がありました。総会は、2013年度の活動方針や予算が山本西部労福協事務局長より提案され、全議案を満場一致で承認しました。そして、総会終了後、記念講演があり境港市の観光振興策について、境港市職労の梅谷俊一さんより講演をいただき、全日程を盛会に終了しました。



議長に選任された 佐貫副理事長



主催者挨拶 西部労福協 間嶋会長

記念講演

演 題 「さかなと鬼太郎のまち「境港市」の観光振興策について」

境港ベニズワイガニ料理推進協議会

講 師 事務局長 梅谷俊一 さん

(自治労鳥取県本部西部ブロック会議事務局長)



2012年度

高校生のための消費者・社会人前教育研修会 「高校生のための消費者講座」実施状況

実施日	学校名	講師名	参加人数	時間
2012年10月9日	緑風高校	花田 隆	6名	80分間
2012年12月6日	境高校	山崎暁通	234名	60分間
2013年1月7日	城北高校	花田 隆	34名	90分間
2013年1月8日	城北高校	運崎宏美	34名	90分間
2013年1月18日	米子北高校	山崎暁通	70名	45分間
2013年1月24日	倉吉農業高校	福嶋 敬	20名	40分間
2013年2月21日	城北高校	運崎宏美	22名	90分間
2013年2月22日	城北高校	運崎宏美	51名	90分間

2012年度も、鳥取県労働者福祉協議会の事業である、「高校生のための消費者講座」を中国労働金庫鳥取県下の営業店の協力により、上記の学校で実施しました。

講師はパワーポイントやDVDを使いながら、「契約とはどういうものか」、「お金を借りる時の注意点」、「生徒による詐欺のロープレ」を交えるなど、高校生にも解りやすく説明しました。



高校生 労働法の基礎知識を学ぶ！



研修先：境高校
講師：新井英津子相談員
H24 12/5 23名参加



研修先：緑風高校
講師：野村みよ子相談員
H24 10/30 7名、H24 11/6 6名
H24 11/20 45名



研修先：米子西高校
講師：尾原路子相談員
H25 1/21 49名参加

研修内容

- ・労働契約とは
- ・労働時間 賃金 休日
- ・社会保険 税金
- ・社会人としての常識 など

生徒さんの感想

- ・社会に対しての意識が高まった
- ・大人として必要な知識だと思いました
- ・○×の質問形式が分かり易かった
- ・最低賃金が県によって違うことを知ってよかったです
- ・アルバイトでも急にクビにされないことを知った



◀テキスト：THE社会人

研修で使用しました「THE社会人」は無料で配布中です。

問合せ先：(財)鳥取県労働者福祉協議会 TEL：0857-27-4188

報告：鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」

コーポの夕食宅配 **コーポきゅうしゅん**

はじめてみませんか？おウチで宅配弁当。



献立は毎週変わります。
写真は献立の一例です。

1日一食あたり
(1人用)の場合
560円 (税込) ごはん付きの
お弁当コースも **560円** (税込)

●おかず 6品
●450 ~ 500kcal
●塩分 3 ~ 5g

5日分(月~金)の価格	
1人用 2,800円 (税込)	1食あたり 換算 560円
2人用 5,200円 (税込)	1食あたり 換算 520円

※3個以上のご利用はさらにお得です。詳しくはお問合せください。
※土日祝日はお休みです。祝日がある週は価格が異なります。
※1日単位でのご注文は受付できません。

お電話一本で登録完了!

＜お問合せ・お申し込みは＞ 平日 9時～17時 ※土日は受け付けておりません
通話料無料 TEL **0800-200-3451** または **0857-31-3301** 鳥取市岩吉
175 番地 4

鳥取県生活協同組合 コープ夕食宅配 製造元／倉田産業株式会社 くらた亭

いまこそ、
ろうきん。

「生活応援」。
わたしたちが掲げる言葉の具体性を、
確かめるのはあなたです。

はたらくため 生活応援パートナー

Rろうきん

ろうきんイメージモデル 高野義子

2市8町と"地域見守り活動"の協定調印式

11月29日鳥取医療生協と鳥取県東部・中部2市8町による「地域見守り活動支援事業（中山間地集落見守り活動支援事業）」の協定締結調印式が東部総合事務所で行われました。

この活動は「事業者と行政が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備し、中山間地等で安全で安心して生活できる地域づくりを推進するものです」。（鳥取医療生協：虹ピー）

活動内容は、1,100人の「手配りさん」が13,000世帯に毎月個別配布する「鳥取医療生協しんぶん」の活動を中心に、訪問先で気づいた組合員（住民）の異常を市町村窓口に連絡する活動です。

現在、鳥取県内52事業所が協定締結しています。鳥取県生協、大山乳業、日本海新聞、鳥取いなば農協などです。「新聞のたまたまた家を発見。不審に思い通報、家の中で倒れている老人を発見。救急車で搬送され一命をとりとめた」など、地味ですが本当に医療生協が進める「いのちのネットワーク」と同じ機能を果たしています。

私たちが取り組んできた「出会い・ふれあい・支え合い活動」、とくに毎月の「医療生協しんぶん」の手配り活動の大切さを再確認する機会となりました。新たな気持ちで「安心して住み続けられるまちづくり」を進める、大きな一步となりました。



(守山組合長理事のあいさつ)



(調印式で押印)



(鳥取市長、若桜副町長、東部・八頭総合事務所長)

NEW!! マイカー共済

自動車総合補償共済

あなたのカーライフを応援するマイカー共済です。

2012年12月
制度改定

- 地震・噴火・津波に関する特約を新設！
(地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約)
- 軽四輪乗用車の新車割引がスタート！
- ハイブリッド車・福祉車両の割引率をUP！



最大22等級64%割引

安全運転で無事故を続けた期間が長いほど、おトクになります。



全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただけて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

2012年度労働者福祉の充実に関する要請書（財団法人鳥取県労働者福祉協議会）

要請事項	担当部局	回 答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について		
(1) 鳥取県労働者福祉協議会（以下、鳥取県労福協）は、地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開しています。 今後とも、活動の推進のため引き続き財政の支援をいただきたい。	・商工労働部（雇用人材 総室労働政策室）	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うと共に、活動への協力と連携の強化に努めたい。
(2) 現在、鳥取県の行う中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営については労福協が受託運営していますが、県内への周知について積極的な広報の支援を強化していただきたい。	・商工労働部（雇用人材 総室労働政策室）	鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）は、複雑化・多様化する労働・雇用相談に対応（平成24年度の相談件数は2,603件（1月末現在））し、加えて平成24年度は12月18日に「三洋電機C E B U・日立金属等離職者労働相談窓口」をみなくる鳥取で年末相談を実施するなど、引き続く厳しい雇用情勢の中で、健全な雇用・就労を実現するための重要な役割を果たしていると考えている。 同相談所の運営については、安定的でかつ県民の目線に立ったサービス情報（毎月第一土曜日の開所など）を提供するためにも、新聞・ラジオCM・県政だよりなどの県関連広報媒体を利用して、引き続き県民への周知を図っていく予定である。
2. 消費者教育の推進に関する要請について		
(1) 消費者教育の推進に関する法律が成立し、今後消費者教育基本方針が策定されます。 消費者教育推進計画の策定に当たり、地域での協議会の設置では労働者代表を参画されたい。	・生活環境部（消費生活 センター）	平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律で、県は消費者教育推進計画を定めるよう努めることとされ、その際は消費者教育推進地域協議会の意見を聞くこととされている。今後、国から基本方針が示され、本県で協議会を設置して計画を策定する場合には、消費者、事業者、教育関係者はもとより、幅広く関係者の参画を求め、その意見を反映するよう努めたい。
(2) 2010年6月に改正資金業法が完全施行となり、グレーゾーン金利撤廃や総量規制導入により多重債務問題は改善に向かっている。利息制限法及び出資法の上限金利の引き上げ、総量規制撤廃等の再改正の動向に対して十分な監視と改悪とならないよう地方からの提言を行うよう要請します。	・商工労働部（経営支援 室） ・生活環境部（消費生活 センター）	資金業法等における借入金の総量規制や上限金利は、資金業者の適正な業務運営の確保及び資金需要者等の利益保護の観点から重要な問題と認識。ただし、資金業法の再改正については、これまでに政党内の議論や政策集への記載等はあるものの、政府における具体的な議論には至っておらず、今後の動向を注視することとしたい。 消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は減少傾向にあり、改正資金業法の完全施行がその一つの要因であると認識している。一方で、相談の内容は複雑化、深刻化してきており、今後の法改正により現在の多重債務問題が悪化する懸念があれば、国へ改正を再考するよう要望することも検討したい。
(3) 高校生の社会人前教育として、働く前のルール解説、金銭トラブル防止のための教育等について、県内高校における取り組み状況を検証し、未実施高校での取り組みの促進を図られたい。	・教育委員会（高等学校 課）	高校生の社会人前教育については、その重要性について十分認識しており、各学校に対して取組の一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。 具体的には、従来のキャリア教育に加え、社会や職業に関する学習テーマから各学年の発達段階に応じ、講義、演習、ワークショップ等を全県立高校で実施する「宅配どっとりキャリア塾」という事業を本年度から実施しているほか、来年度からは、模擬投票、法や金融等の専門家による出前授業を行う「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施する予定である。 また、今年度は、貴協議会発行の「T H E 社会人」を就職希望者全員に配布するとともに、来年度は、貴協議会と協力して「T H E 社会人ダイジェスト版」を作成し、卒業後の進路に関わらず、高校3年生全員に配布する予定である。
(4) 経済的事情による教育格差を解消するため、給付型奨学金の新設など諸政策をさらに推進されたい。	・教育委員会（人権教育 課）	高校に係る奨学金については、厳しい経済・雇用情勢を考慮し、十分な新規貸与枠（835名分）を確保し、所得要件（父、母、本人、弟又は妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内）を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 また、平成22年度から授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担を考慮し、貸与月額を減額することなく継続している。 なお、国において、給付型奨学金の創設を含め、平成26年度からの高校生の修学支援方策について平成25年度中に総合的に検討されるとのことであり、本県として平成25年1月に給付型奨学金の創設について国へ要望したところである。 引き続き、修学支援の拡充について国に要望したい。

要請事項	担当部局	回答
3. 生活就労支援体制の構築について	<p>・福祉保健部（福祉保健課） ・商工労働部（雇用人材総室雇用就業支援室）</p>	<p>現在、生活圏域ごとに設置されたハローワークのほかに、本県でも、若者仕事ぶらざやミドル・シニア仕事ぶらざ、鳥取県ふるさとハローワーク、障害者就業・生活支援センターを設置し、就業支援員等によるマンツーマンできめ細やかな就業支援に取り組んでいる。</p> <p>また、生活困窮者の自立促進についても、住宅手当緊急特別措置事業の実施や市町村とハローワークが一体となった就労支援の推進等を行っており、鳥取県社会福祉協議会においても生活福祉資金（総合支援資金）の貸付け等の取り組みを行っている。</p> <p>生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、国において社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、平成25年1月25日には報告書の取りまとめを行い、新たな生活困窮者支援制度についても様々な提言を行っている。</p> <p>県としても、生活困窮者からの相談を受け、自立に向か包括的な支援を実施できるネットワークづくり等「新たな生活困窮者対策」の実施の可能性について、関係団体との意見交換や他県（島根県等）への視察も行なながら研究していくこととしている。</p>
(2) 餓死・孤立死が相次いでいることから、地域において早期に発見し適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、ライフライン関係者など幅広い連携・協力体制を構築されたい。 ①水道局と生活支援担当課に滞納者の情報連携を行い、生活・就労支援につなげるよう厚生労働省の通知を徹底する。 ②民間業者（ガス・電気）に対しては、個人情報保護法・条例の適切な解釈・運用を行うことの通知の趣旨を徹底するとともに、現在の行政窓口紹介に加えて、よりそいホットライン等への連絡先告知を行うよう協力要請する。 ③民間支援団体とも連携しアウトリーチできるよう地域のネットワークの構築を図られたい。	<p>・福祉保健部（福祉保健課）</p>	<p>県としても、万が一にも「孤立死」が発生することのないよう、電力事業者等と要保護者の発見・把握について連携して対応を検討したり、企業・市町村と連携した高齢者の見守り活動等を実施し、地域の見守りネットワークの構築を推進している。</p> <p>具体的には、中国電力の窓口に福祉関係相談案内チラシを配置するとともに、各福祉事務所、市町村及び民生児童委員協議会に対して、関係機関と連携して生活困窮者の把握に努めるよう助言しており、民間支援団体との見守りネットワークの例としては、新聞、生協、宅配、ヤクルト等の企業と協定を締結し、高齢者等の見守りを実施している。</p> <p>更に、平成24年8月には、マンション・アパート等の賃貸住宅において、支援が必要な方への見守りについて、民生委員・児童委員が関わることができるよう、「賃貸住宅あんしん見守り活動協定」を締結したところ。</p> <p>平成24年4月には、厚生労働省へ経済産業省との連携強化を要望するとともに、平成24年7月の中・四国民生主管部長会議では、中国電力管内の各県の状況を確認し、歩調をあわせて協力要請することを議題として提案している。</p> <p>県内では2町を除いて市町村に福祉事務所が開設されており、水道部局・住宅部局・税務部局との連携が容易になっている旨を確認しているが、今後も監査や会議等を通じて、関係機関との幅広い連携について要請していくとともに、ライフライン事業者との意見交換を行う等、より連携を深め、「孤立死」が発生することのないような体制の構築を検討することとしている。</p>
4. 中小企業労働者の福祉に対する支援について	<p>・商工労働部（雇用人材総室労働政策室）</p>	<p>中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業労働者福祉サービスセンター利用の広域化が進むことは、労働者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、米子市労働者福祉サービスセンターは対象範囲を境港市、西伯郡、日野郡に拡大、鳥取市中小企業労働者福祉サービスセンターも県東部地域を事業範囲としており、今後も各センターと関係市町が利用の広域化へ向け主体的に取り組むことを期待したい。</p> <p>本県では、労働者福祉向上のための施策の一つとして、全県をカバーして積極的に活動を行っている鳥取県労働者福祉協議会に対し、労働者福祉に関わる事業への支援（補助金）を実施しているところである。引き続き同会と情報の共有、連携の強化を図りつつ、中小企業労働者の福祉向上につながる取組を行なっていきたい。</p>

鳥取特定最低賃金改定

① 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1時間736円 (発効年月日 平成25年1月17日)

② 鳥取県各種商品小売業最低賃金

1時間697円 (発効予定期月日 平成25年2月7日)

(「鳥取県最低賃金」は平成24年10月20日から1時間653円に改定)

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（0857-29-1705）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



労働法が改正! 内容をチェック!

1. 高年齢者雇用安定法の改正 (平成25年4月から施行)

定年が65歳未満の会社において、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなければなりません。



2. 無期労働契約への転換 (平成25年4月から施行)

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換となります。5年のカウントは法の施行日からです。



詳しく知りたい方は「みなくる」へ
フリーダイヤル しごとのなやみ
0120-451-783

発行責任者 前田厚彦 編集責任者 小泉俊一
発行日 二〇一三年三月 編集委員 算雅人・中村勝・朝田雅信・谷口美紀
発行 鳥取市天神町三〇番地五 (財)鳥取県労働者福祉協議会 第278号
TEL(0857)27-4188



平成25年度 前期・後期

技能検定



受検申請受付期間

前期 4月8日(月)～4月19日(金)

後期 10月7日(月)～10月18日(金)

鳥取県職業能力開発協会